

# 市県民税申告書の記入例

※申告書左側の記入例

令和6年度 市県民税 申告書

整理番号	職業・勤務先・屋号
電話番号	綾瀬市

付 印 長 受	現住所	〇〇県▲▲市××～	
	令和6年1月1日現在の住所	綾瀬市早川550番地	
	フリガナ	アヤセ タロウ	
氏名	綾瀬 太郎	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
生年月日	23・8・3	世帯主の氏名	綾瀬 太郎
続柄	本人	基本コード	
世帯コード			

申告期限は3月15日です。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	201,000	
15 生命保険料控除	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険			
	国民年金・その他の健康保険			
	給与から差し引かれた社会保険料			
16 地震保険料控除	合 計	201,000		
	新生命保険料の計			
	旧生命保険料の計			
17～19 障害者控除	新個人年金保険料の計	7,000		
	介護医療保険料の計	10,000		
	旧個人年金保険料の計			
20 障害者控除	介護医療保険料の計	15,000		
	地震保険料の計	30,000		
	旧長期損害保険料の計	2,400		
21～22 配偶者控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	
	氏名	綾瀬 二郎	障害の程度	身体障害者手帳 1 級
	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	障害の程度	
23 扶養控除	氏名	綾瀬 花子	生年月日	21・11・1
	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	扶養控除額	200,000
	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6
24 16歳未満の扶養親族	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	控除額	45 万円
	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6
25 雑損控除	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	控除額	
	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6
26 医療費控除	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	控除額	
	氏名	綾瀬 二郎	生年月日	13・2・6

住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・個人番号を記入してください。

13から16欄には、令和5年中に支払った社会保険料や生命保険料等をそれぞれ記入してください。生計を一にするご家族の保険料等を支払っている場合も控除の対象となります(ご家族の年金から天引きされている場合は除く)。

17から20の欄には、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除や障害者控除について該当箇所へのチェック及び学校名や氏名、障害の級数等を記入してください。

21から23の欄及び16歳未満の扶養親族欄には、扶養親族がいる場合に氏名、生年月日等を記入してください。なお、別居されている扶養親族がいる場合は裏面最下部の「別居扶養親族等に関する事項」の欄も記入してください。  
※16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象にはなりませんが、市民税・県民税の非課税限度額等の判定に必要となります。

24の欄には令和5年中に支払った医療費の合計金額を記入してください。補填される金額欄には、出産育児一時金、高額療養費、生命保険の入院給付金等により補填された金額を記入してください。

代理の方が記入された場合は、備考欄へ署名をしてください。  
 自分で納付(書連徴収)

備考  
代筆：後見人 綾瀬 一郎

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

# 市県民税申告書の計算例

※申告書右側の計算例

令和6年度 市県民税 申告書

整理番号 綾瀬市  
職業・勤務先・屋号  
電話番号 0467-77-1111

行 長  
現住所 ○○県▲▲市××～  
令和6年1月1日現在の住所 綾瀬市早川550番地  
フリガナ アヤセ タロウ  
氏名 綾瀬 太郎  
個人番号 0112345678901  
生年 23・8・3 世帯主の氏名 綾瀬 太郎 続柄 本人 基本コード  
住所コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

15 社会保険料控除	社会保険料の額	201,000
16 生命保険料控除	新生命保険料の計	7,000
17 障害者控除	障害者の控除	200,000
18 扶養控除	扶養控除の合計	450,000
19 雑損控除	雑損控除の合計	120,000
20 医療費控除	医療費控除の合計	5,000

収入金額等

1 事業収入	営業等	ア	2,503,640
2 配当金	公的年金等	キ	2,305,420
3 雑収入	雑収入	ク	1,570,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	201,000
5 所得から差し引かれる金額	生命保険料控除	15	30,500
6 所得から差し引かれる金額	地震保険料控除	16	17,400
7 所得から差し引かれる金額	障害者控除	19	200,000
8 所得から差し引かれる金額	扶養控除	23	450,000
9 所得から差し引かれる金額	基礎控除	24	430,000
10 所得から差し引かれる金額	雑損控除	26	120,000
11 所得から差し引かれる金額	医療費控除	27	5,000

【1 収入金額等】及び【2 所得金額】について令和5年分の源泉徴収票等から転記してください。給与、公的年金等の所得計算については申告の手引きをご参照してください。

また、収入がなかった場合は、申告書裏面の「A 収入がなかった(期間のある)人」欄の該当する部分に必要な事項を記入してください。

なお、勤務先から源泉徴収票や年間給与額の支払い証明書が交付されない方は申告書裏面「力源泉徴収票のない給与所得者」欄に必要な事項を記入してください。

給与については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.2⑥より、収入額の範囲が1,800,000円～3,599,999円のため、 $2,503,640円 \div 4,000 = 625$ (小数点以下切捨)・・・A  
 $A \times 4000 \times 70\% - 80,000円 = 1,670,000円$   
 給与所得 = 1,670,000円 - 100,000円※

※給与所得と公的年金等の雑所得のどちらもあり、その合計額が10万円を超えるため、下記計算式で算出した所得金額調整控除額を控除します。

控除額 = 給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円

公的年金等については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.2⑦より、65歳以上かつ公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の方で収入額が3,300,000円未満のため、 $2,305,420円 - 1,100,000円$

生命保険料控除については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.2⑩参照より、旧契約による生命保険料7,000円(15,000円以下のため)・・・①  
 新契約による個人年金保険料10,000円(12,000円以下のため)・・・②  
 介護保険料(12,001円以上32,000円以下のため) $15,000円 \times 1/2 + 8,000円 = 13,500円$ ・・・③  
 ①+②+③=30,500円(生命保険料控除)

地震保険料については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.2⑪より、地震保険料の金額が50,000円以下のため、 $30,000円 \times 1/2 = 15,000円$ ・・・①  
 また、旧長期損害保険料の金額が5,000円以下のため、2,400円・・・②

障害者控除については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.3⑮より、身体障害者手帳1級の方で同居している扶養の方は同居特別障害に該当するため、530,000円となります。

配偶者控除については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.3⑯参照より、配偶者が昭和29年1月1日以前生まれで、所得の合計が38万円以下のため老人控除対象配偶者に該当し、380,000円となります。

扶養控除については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.3⑰より、年齢19歳以上23歳未満(平成13年1月2日から平成17年1月1日まで)のため、特定扶養親族に該当し、450,000円となります。

医療費控除については「市県民税・県民税の申告の手引き」P.4(医療費控除計算式)より、 $120,000円(支払った医療費) - 5,000円(補填金) = 115,000円(差引金額)$   
 $2,775,420円(所得) \times 0.05 = 138,771円$   
 $100,000円 < 138,771円$   
 $115,000円 - 100,000円 = 15,000円(医療費控除額)$

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

申告期限は3月15日です。